

事業報告

6. 当社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システムの基本方針

当社は、平成27年3月27日開催の取締役会において、平成27年4月1日をもって内部統制システムの構築の基本方針を一部改定しており、平成28年3月31日開催の取締役会において、これを継続することを決定いたしました。この基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不斷の見直しを行い、その改善・充実を図る。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- 2) 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- 4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- 5) 取締役を含む役職員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」「行動規範」を制定し、あわせて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて通報相談を受付ける通報相談窓口を設ける。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- 2) 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- 3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長を委員長とし、各部門を担当する執行役員から構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- 2) 全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する内部統制推進部を置き、新たな重要なリスクの探索及び対応の方向付けを行うとともに、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援する。
- 3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- 4) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- 2) 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- 3) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。

事業報告

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 執行役員及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「企業行動基準」「行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は職員就業規則に則り適正に処分する。
- 2) コンプライアンスに係る事項について代表取締役社長を直接補佐する『企業倫理担当役員』を置き、全社のコンプライアンス状況を監督する。
- 3) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、各部門を担当する執行役員及び社外専門家(弁護士)を委員とするコンプライアンス委員会を置き、あわせて直接従業員等から通報相談を受付ける社内・社外の通報相談窓口を設け、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
- 4) 業務執行部門から独立した内部統制推進部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

□ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。
- 2) 主要な子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- 4) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社の業務執行状況について報告を受ける他、子会社が企業集団に重要な影響を及ぼす事項を意思決定する場合は、事前に協議を行う。
- 5) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にリスクマネジメント体制を整備するよう指導・監督する。
- 6) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、各部門による管理の下、経営目標・事業計画の達成に向けて子会社は業務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。
- 7) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にコンプライアンス体制を整備するよう指導・監督する。また、当社及び国内直接出資子会社のコンプライアンスについて通報相談を受付ける通報相談窓口を設ける。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の職務を補助するため、内部統制推進部に専任を含む使用者若干名を置き、監査役が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。

8. 前号の使用者の当社の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助するための専任組織として監査役会事務局を内部統制推進部に置く。
- 2) 監査役は、監査役会事務局の独立性を確保し、監査役会事務局に対する指示の実効性を確保するため、監査役会事務局の権限、組織、監査役からの指揮命令権、人事等に関して検討し、取締役と意見交換を行う。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の取締役等及び使用者が当社の監査役に報告するための体制

□ 当社の子会社の取締役、監査役等及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用者は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、子会社の取締役、監査役及び使用者並びに子会社の管理を担当する各部門の長は、監査役の求めに応じて子会社の業務執行状況を報告する。

- 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をしたことを理由として、不当に不利な取扱いをすることを防止する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は、会社が負担すべき費用として処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- 2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- 3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

事業報告

② 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

1. 内部統制システム全般

取締役会で決議した「会社法に基づく内部統制システムを構築するための体制」に基づき、取締役会による業務執行状況の監督、監査役の業務監査及び報告の徴収、内部統制推進部門による内部監査などを通じて、取締役、執行役員、各部門の業務執行状況について監視・監督を行い、経営の効率性・適法性の確保及び課題の確認と改善に継続的に努めている。

2. 内部監査

業務執行部門から独立した内部監査部門が、監査計画に基づき、主要なグループ会社を含めた内部監査を実施している。足下の課題を踏まえた重点監査項目を中心に監査計画を策定し、監査結果については各部門に適宜フィードバックを行い課題を相互に確認する他、事後の改善状況を点検している。また、内部監査部門と、監査役及び会計監査人の定期的な意見交換等を通じて、内部監査結果に基づく業務執行上の課題を共有している。

3. リスクマネジメント

内部統制推進部門が当社グループのリスクマネジメント体制の整備を統括・指導し、かかる体制の下で代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年2回定期的に開催しており、各部門におけるリスク管理体制及び経営に影響を与える重要リスクの発現状況を確認し、対応策を審議している。

リスク管理にあたっては、想定されるリスクの区分毎に担当部門(セグメント)を予め明確化し、それぞれの専門的見地から重要度に応じて体系的なリスク管理を実施している。

かかる管理の中で、新たに発現したリスクや確認された課題等は、再発防止の取組みを含む必要な改善策や是正内容の対応を検討・審議し各部門で適宜推進するとともに、改善の進捗状況を継続的に管理している。

4. コンプライアンス

内部統制推進部門が当社グループのコンプライアンス体制の整備を統括・指導し、かかる体制の下で定期的なコンプライアンス教育(階層別・部門別教育、職場内教育等)や各種啓蒙を通じて、従業員の意識啓発に積極的に注力している。

また、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、その他社外弁護士等で構成されるコンプライアンス委員会を年2回定期的に開催しており、各部門のコンプライアンス管理体制及び内部通報制度(コンプラ・ホットライン)の運用状況等の確認・検証を行い、法令及び社内ルールの違反を中心にコンプライアンス問題の有無について確認している。

内部通報制度で確認された事案を含め、新たに顕在化した課題等については、再発防止の取組みを含む必要な改善策や是正内容の対応について弁護士の意見等も踏まえつつ検討・審議し、各部門で適宜推進とともに、改善の進捗状況を継続的に管理している。

5. 監査役監査の実効性確保

監査役監査が円滑に実施されるよう、業務執行部門から独立した内部統制推進部門に監査役会事務局を設置し、監査業務を支援する体制を整備している。また、監査役による内部監査部門との意見交換や重要な会議への出席等を通じて、業務執行上の課題や経営に関する必要な情報を共有している他、社内規定又は監査役の求めに応じて、各部門及びグループ会社が業務執行状況を報告している。なお、監査の結果確認された課題等について、代表取締役社長と監査役の協議を行うなど、監査役監査の実効性が確保される取組みに努めている。

事業報告

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社グループは、お客様中心主義に基づき、鉄を通じてお客様の夢と理想の実現をお手伝いするため、価値ある商品・技術・サービスを提供し、お客様とともに新たな市場を創造して豊かでゆとりある社会の発展に貢献することを経営理念とし、

1. 社員一人ひとりの力を大切にし、人と人との繋がりによってグループ総合力を発揮する
2. 素材・加工メーカーとしての進化を続け、マーケットにおける存在感・存在価値を高める
3. 社会や地球環境と調和した健全な発展により、現在と未来のお客様・株主・社員に選ばれる会社を目指すことを経営ビジョンとしております。

こうした理念とビジョンのもと、当社は、当社における財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方にに関する最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様に委ねられるべきと考えております。また、その場合に当社株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

② 基本方針の実現のための取組み

- ・当社の財産の有効な活用、適切なグループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは平成24年11月に「24号中期連結経営計画」を策定し、本計画に定める様々な施策を通じて連結企業価値の拡大に向けて努力しております。さらに、後記(3)に記載しております剰余金の配当等の決定に関する基本方針に従い、株主還元を実施することとしております。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年10月1日開催の取締役会における決定に基づき「株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」(以下「適正ルール」といいます。)を導入しております。また、平成26年9月26日開催の当社取締役会において見直し検討を行い、内容を変更せず継続することを決議しております。

適正ルールは、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得しようとする者(買収提案者)により行われた買収提案が適正ルールに定める要件(必要情報および検討期間)を満たすときは、その時点における当社株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否に関し直接判断を下す仕組みとなっております。

また、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者(買収者)が出現し、または買収者が出現する可能性のある公開買付けが開始され、かつ、i)当社株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同された場合、ii)買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、またはiii)買収提案者が裁判例上悪質と特定された4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと判断される場合には、当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当てが行われます。

適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.nisshin-steel.co.jp/>)に掲載しております。

③ 具体的な取組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、前記②の取組みが、前記①の基本方針に沿って策定されており、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しております。適正ルールの目的は、当社に対し買収を行おうとする者がいる場合に、当社取締役会が代替案を模索するなど、買収提案を検討するために必要な情報と相当な時間を確保することにより、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を行う当社株主の皆様が、買収提案の内容とこれに対する当社取締役会による代替案やその他の提案の内容とを比較し、それぞれにより実現される当社の企業価値および株主共同の利益を十分理解した上でインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、加えて当社の企業価値および株主共同の利益を損うこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することにあります。同時に適正ルールは、買収提案がなされた場合の手続きを、当社取締役会が自己の保身を図るなどの恣意的判断が入る余地のないよう客観的かつ具体的に定めており、買収提案が適正ルールに定める要件(必要情報および検討期間)を満たすときは、その時点における当社株主の皆様が判断を下す仕組みとなっております。

事業報告

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益の配分につきましては、連結業績に応じた適切な剰余金の配当を実施していくことを基本に、企業価値向上に向けた今後の事業展開に必要な内部留保の確保および今後の業績見通しを踏まえつつ、安定的な株主還元を実施する方針としております。

内部留保資金につきましては、企業価値向上に向けた持続的な収益成長と競争力強化のための投資、ならびに財務体質の強化に活用していく予定であります。

(注)本事業報告の表示単位未満の端数の取扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率については小数第二位を四捨五入しております。また、消費税等は税抜き方式によっています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)					
流動資産	259,400	流動負債	219,316		
現金及び預金	31,440	支払手形及び買掛金	87,436		
受取手形及び売掛金	77,581	短期借入金	76,032		
たな卸資産	124,776	1年内償還予定の社債	10,000		
繰延税金資産	5,811	環境対策引当金	134		
その他の	20,248	その他の	45,713		
貸倒引当金	△ 457				
固定資産	448,767	固定負債	270,872		
有形固定資産	265,736	社債	40,000		
建物及び構築物	75,305	長期借入金	153,495		
機械装置及び運搬具	108,494	繰延税金負債	16,437		
工具、器具及び備品	4,469	役員退職慰労引当金	244		
土地	71,828	特別修繕引当金	8,590		
建設仮勘定	5,639	環境対策引当金	1,165		
無形固定資産	13,088	退職給付に係る負債	48,300		
投資その他の資産	169,942	その他の	2,637		
投資有価証券	115,066	負債合計	490,189		
繰延税金資産	3,212				
退職給付に係る資産	22,585	(純資産の部)			
その他の	29,813	株主資本	184,010		
貸倒引当金	△ 735	資本金	30,000		
		資本剰余金	76,345		
		利益剰余金	78,214		
		自己株式	△ 549		
		その他の包括利益累計額	27,684		
		その他有価証券評価差額金	14,333		
		繰延ヘッジ損益	△ 651		
		土地再評価差額金	405		
		為替換算調整勘定	15,698		
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,102		
		非支配株主持分	6,283		
		純資産合計	217,978		
資産合計	708,167	負債・純資産合計	708,167		

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結計算書類

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	547,026
売 上 原 価	489,145
売 上 総 利 益	57,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	47,794
営 業 利 益	10,087
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,310
そ の 他	3,067
営 業 外 費 用	5,377
支 払 利 息	4,208
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,666
そ の 他	3,383
経 常 利 益	9,258
特 別 利 益	6,206
特 別 修 繕 引 当 金 取 崩 益	5,413
特 別 損 失	5,413
固 定 資 産 除 売 却 損	709
減 損 損 失	7,093
投 資 有 価 証 券 売 却 損	104
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	13,120
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,499
法 人 税 等 調 整 額	1,614
当 期 純 損 失	4,047
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	5,662
当 期 純 損 失	7,162
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	548
	6,613

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
平成27年4月1日 残高	30,000	91,099	74,160	△ 541	194,719
連結会計年度中の変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△12,310	12,310		一
剰余金の配当		△ 4,391	△ 1,646		△ 6,038
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 6,613		△ 6,613
自己株式の取得				△ 8	△ 8
連結子会社持分の変動		1,947			1,947
持分法の適用範囲の変動			27		27
土地再評価差額金の取崩			△ 0		△ 0
その他			△ 23		△ 23
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△14,754	4,053	△ 8	△10,708
平成28年3月31日 残高	30,000	76,345	78,214	△ 549	184,010

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日 残高	23,356	191	388	17,741	26,521	68,199	9,078	271,997
連結会計年度中の変動額								
資本剰余金から利益剰余金への振替								一
剰余金の配当								△ 6,038
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△ 6,613
自己株式の取得								△ 8
連結子会社持分の変動								1,947
持分法の適用範囲の変動								27
土地再評価差額金の取崩								△ 0
その他								△ 23
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 9,022	△ 843	16	△ 2,043	△28,623	△40,515	△ 2,794	△43,309
連結会計年度中の変動額合計	△ 9,022	△ 843	16	△ 2,043	△28,623	△40,515	△ 2,794	△54,018
平成28年3月31日 残高	14,333	△ 651	405	15,698	△ 2,102	27,684	6,283	217,978

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失（△）	△ 1,499
減価償却費	26,539
減損損失	7,093
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 376
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△ 2,188
特別修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 5,320
持分法による投資損益（△は益）	1,666
受取利息及び受取配当金	△ 2,310
支払利息	4,208
有形固定資産除売却損益（△は益）	709
売上債権の増減額（△は増加）	1,063
たな卸資産の増減額（△は増加）	19,173
仕入債務の増減額（△は減少）	△ 698
その他	3,755
小 計	51,815
利息及び配当金の受取額	4,285
利息の支払額	△ 4,236
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△ 1,332
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,532
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△ 2,385
投資有価証券の売却による収入	3,493
関係会社株式の取得による支出	△ 291
関係会社株式の売却による収入	45
有形固定資産の取得による支出	△ 24,813
有形固定資産の売却による収入	402
その他	△ 4,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,281
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△ 8,795
長期借入れによる収入	20,400
長期借入金の返済による支出	△ 21,911
自己株式の取得による支出	△ 8
配当金の支払額	△ 6,024
非支配株主への配当金の支払額	△ 77
その他	△ 161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,579
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 514
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	5,156
VI 現金及び現金同等物の期首残高	26,187
VII 現金及び現金同等物の期末残高	31,344

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)					
流動資産	207,973	流动負債	187,066		
現金及び預金	21,282	支払手形	12,600		
売掛金	44,042	買掛入金	40,661		
在庫	106,696	短期借入金	76,960		
販売促進費	6,195	年内償還予定の社債	10,000		
前払費用	1,123	未払費用	15,905		
繰延税金	4,884	未環境対策引当金	26,874		
その他の資産	24,508	その他	134		
貸倒引当金	△ 760		3,929		
固定資産	395,305	固 定 負 債			
有形固定資産	233,507	社債	251,684		
建物	45,987	長期借入金	40,000		
構築物	20,670	延税金	151,864		
機械及び装置	97,032	繰延職給引当金	14,134		
車両	392	退職給付積立引当金	35,517		
工具、器具及び備品	3,700	特種積立引当金	8,590		
土地	60,535	その他の積立引当金	1,158		
建設仮勘定	5,188	その他	418		
無形固定資産	12,106	負 債 合 計			
ソフトウエア	12,059		438,751		
施設利用権	47	(純資産の部)			
投資その他の資産	149,690	株主資本	151,745		
投資有価証券	51,682	資本剰余金	30,000		
関係会社出資	56,308	資本準備金	117,565		
長期預金	19,019	その他資本剰余金	7,500		
前払費用	3,032	利益剰余金	110,065		
その他の資産	1,469	その他利益剰余金	4,239		
貸倒引当金	17,031	繰越利益剰余金	4,239		
	1,300	自己株式	4,239		
	△ 154	評価・換算差額等	△ 59		
資産合計	603,278	その他有価証券評価差額金	12,781		
		繰延ヘッジ損益	13,305		
			△ 523		
		純資産合計	164,527		
		負債・純資産合計	603,278		

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

計算書類

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		418,393
売 上 原 価		379,282
売 上 総 利 益		39,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,737
営 業 利 益		5,373
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,567	
そ の 他	2,450	20,018
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,993	
そ の 他	3,956	7,949
経 常 利 益		17,441
特 別 利 益		
特別修繕引当金取崩益	5,413	5,413
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	742	
減 損 損 失	6,211	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	579	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,044	14,683
税 引 前 当 期 純 利 益		8,171
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	2,220	2,285
当 期 純 利 益		5,886

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本						自己 株式	株主資本 合計		
		資本剰余金			利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
平成27年4月1日 残高	30,000	7,500	126,767	134,267	△12,310	△12,310	△ 50	151,905			
当期変動額											
その他資本剰余金から 繰越利益剰余金への振替			△12,310	△12,310	12,310	12,310		-			
剰余金の配当			△ 4,391	△ 4,391	△ 1,646	△ 1,646		△ 6,038			
当期純利益					5,886	5,886		5,886			
自己株式の取得							△ 8	△ 8			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△16,702	△16,702	16,549	16,549	△ 8	△ 160			
平成28年3月31日 残高	30,000	7,500	110,065	117,565	4,239	4,239	△ 59	151,745			

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
平成27年4月1日 残高	22,343	453	22,796	174,702
当期変動額				
その他資本剰余金から 繰越利益剰余金への振替				-
剰余金の配当			△ 6,038	
当期純利益			5,886	
自己株式の取得			△ 8	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9,037	△ 976	△10,014	△10,014
当期変動額合計	△ 9,037	△ 976	△10,014	△10,175
平成28年3月31日 残高	13,305	△ 523	12,781	164,527

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

監査報告書

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 6 日

日新製鋼株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山岸 聰 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 審野 裕昭 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日新製鋼株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 6 日

日新製鋼株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 秋山 賢一	印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 山岸 聰	印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 審野 裕昭	印
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日新製鋼株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の整備・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会社の支配に関する基本方針の内容及び基本方針の実現のための取り組みについては、取締役会における決議の内容及び審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行なわれており、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針の実現のための取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 13 日

日新製鋼株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	小濱和久	印
監査役（常勤）	伊藤幸宏	印
監査役（常勤）	村岡浩一	印
監査役	山川洋一郎	印
監査役	羽矢惇	印

(注)監査役伊藤幸宏、監査役山川洋一郎及び監査役羽矢惇は、社外監査役であります。

株式に関するご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
1単元の株式の数	100株
公告の方法	電子公告により行います (当社ホームページをご覧ください) http://www.nisshin-steel.co.jp/
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
証券コード	5413

(ご注意)

1. 株主様の各種お手続き

株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、株主様が口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんので、ご注意ください。

2. 特別口座に関する各種お手続き

特別口座^{*}に記録された株式に関する各種お手続き(株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求他)につきましては、上記の三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、お問合せください。

※旧日本金属工業株式会社の株式を特別口座で所有されていた株主様へ

平成28年3月1日より、旧日本金属工業株式会社株式の特別口座の口座管理機関を、みずほ信託銀行から三菱UFJ信託銀行に変更しております。特別口座に記録された株式に関する各種お手続き(株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求・買増請求他)につきましては、上記の三菱UFJ信託銀行までお問合せください。

3. 単元未満株式の買増請求の受付停止期間

単元未満株式の買増請求につきましては、当社株式取扱規則第23条の定めにより、毎年、次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、受付が停止されますので、ご留意ください。

(1) 3月31日 (2) 9月30日

4. 未受領の配当金

未受領の配当金につきましては、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。

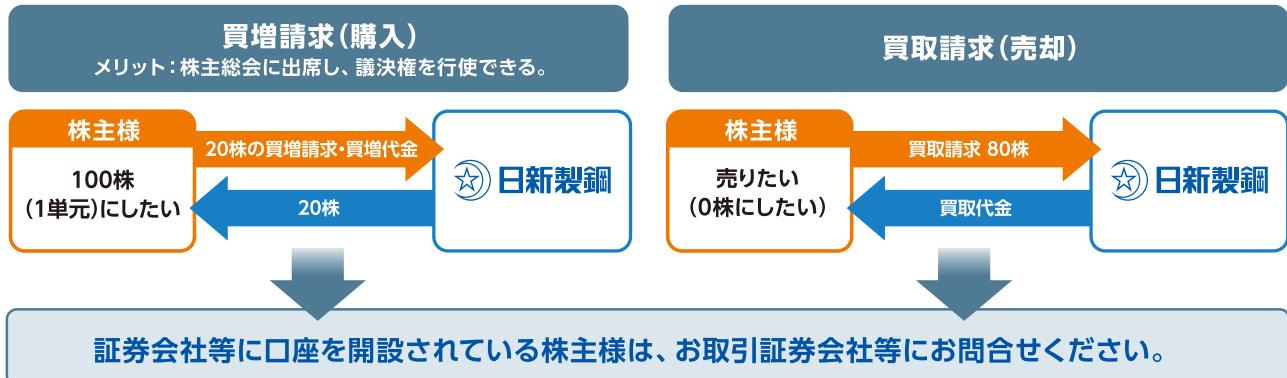
※特別口座とは、平成21年1月の株券の電子化が行われた際に、証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株式につき、その権利を保全するため株主様の名義で信託銀行に開設した口座のことをいいます。

株主名簿管理人	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 電話 0120-232-711 (通話料無料・平日9:00～17:00)
特別口座の 口座管理機関	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 電話 0120-232-711 (通話料無料・平日9:00～17:00)

単元未満株式の買取・買増制度について

当社の株式は1単元が100株となっており、単元未満株式(1~99株)については市場で売買はできませんが、当社に対して100株(1単元)となるよう買増請求(購入)することができます。または単元未満株式を当社に対して買取請求(売却)することができます。

例:株主様が80株を所有している場合....

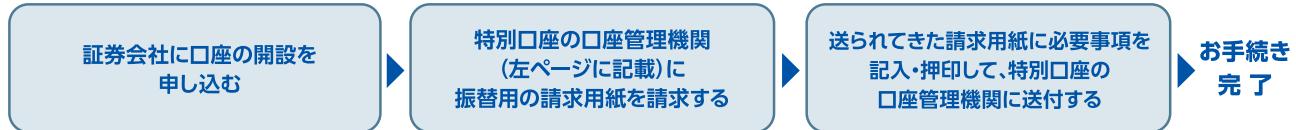


それ以外の株主様は特別口座の口座管理機関(左ページに記載)にお問合せください。

特別口座から証券会社の口座への振替について

特別口座に記録されている株式については、**特別口座のままでは売買できません**(単元未満株式を除く)ので、証券会社に取引口座を開設して、開設された口座に株式を移し替える手続き(振替申請)をお勧めします。

※お手元に「旧株券」をご所有のまま証券会社にお預けになつてない場合、「特別口座」にて管理されている可能性があります。
お手続き方法



日新製鋼株式会社

本冊子に関するお問い合わせは下記にお願いします

総務部 TEL. 03-3216-5565

ホームページアドレス

<http://www.nisshin-steel.co.jp/>

再生紙を使用しています。

